

松が谷軟式野球連盟規則

(2023年1月)

松が谷軟式野球連盟

M・B・L (MATSUGAYA, BASEBALL, LEAGUE)

目 次

| | |
|---------------|----|
| 第1章 総 則 | 2 |
| 第2章 組織及び役員を選出 | 3 |
| 第3章 選手登録 | 4 |
| 第4章 服装及び用具 | 5 |
| 第5章 試合及びルール | 5 |
| 第6章 監督会議 | 6 |
| 第7章 審 判 | 7 |
| 第8章 記録・成績・表彰 | 7 |
| 第9章 助っ人制度 | 8 |
| 第10章 付 則 | 9 |
| 第11章 名球会 | 10 |

(附表)

| | |
|------------------|----|
| (1) 松が谷軟式野球連盟組織図 | 11 |
| (2) 選手登録名簿 | 12 |

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本連盟は、八王子市松が谷地区を中心に、大塚公園野球場を主に利用する軟式野球愛好チームが一同に集い、地域の親睦と健康の増進及び健全なアマチュアスポーツ精神の涵養を目的とする。

(名 称)

第2条 本連盟の名称は、松が谷軟式野球連盟（略称 松が谷リーグ 通称 MBL）とする。

(所在地)

第3条 本連盟事務局の所在地は、会長宅に置く。

(役員の数)

第4条 本連盟の役員は、会長1人、副会長1人、事務局長1人、監事1人、顧問若干名、並びに運営部長1人、企画部長1人、記録・広報部長1人、審判部長1人、会計1人で構成する。なお各部長の下に副部長を置く場合は、これも役員とする。

(役員任期)

第5条 役員任期は、2年（1月1日から翌年の12月31日）とする。ただし、運営部長に限っては第8条第2項一号により、任期は1年（1月1日から同年の12月31日）とする。なお再任は妨げないものとする。

- 2 任期途中で欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期が満了しても後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(運 営)

第6条 本連盟の運営は、会長、副会長並びに事務局長が主導する。

(会 計)

第7条 本連盟の収入は、加盟チームの会費によるものとする。

- 2 年会費は、監督会議において別途定める。
- 3 前項の他に、監督会議において必要と認めた場合、特別会費を別途徴収することができる。
- 4 年会費の支払い方法は、二分の一を開会式に、残金は各チームの2回戦初戦試合までに支払うものとする。
- 5 必要最小限の現金を除く金銭は普通預金へ預金し、届け印は会長が、通帳は会計が管理

するものとする。

6 会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第2章 組織及び役員選出

(組織及びその職務)

第8条 連盟には役員を設け、以下の職務を行う。

- 一 会長は、連盟を代表し最高責任者として連盟を統括し、監督会議を招集する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合は権限を代行する。
- 三 事務局長は、会長の意を受け、連盟全体の状況把握と調整を図るとともに、規則の改変、担当部間の調整、並びに、この規則に定めのない事項を担当することにより、連盟の円滑な運用を主導する。
- 四 監事は、連盟財産の状況、連盟の会計処理の執行状況を監査し、会長に報告しなければならない。
- 五 顧問は各担当部署の相談役として助言でき、リーグ全体の円滑な進行を図る。

2 前項の役員とは別に次の担当部署を設け、各部署に部長1人をおき、以下の職務を行う。なお、副部長を置くこともできる。

- 一 運営部は、リーグ戦の日程調整、球場手配、悪天候による中止決定等を行う。
なお運営部は1年ごとに各チームの輪番制とし、これを幹事チームと称する。
- 二 企画部は、各種イベントの企画・提案・実施を行う。なお、このイベント実施に際しては、各チームの主将またはマネージャーが協力するものとする。
- 三 記録・広報部は、リーグ戦の記録、個人表彰選手の選考、成績発表及び記録集の作成を行うとともに、M・B・Lニュースの発行・配布、ホームページ管理等の広報活動を行う。
- 四 審判部は、リーグ戦の審判、ルール指導、用具及び備品の管理等を行う。
- 五 会計は、会費の徴収及び管理・運営及び監査の承認を得て、年1回以上の会計報告を行う。

3 本連盟の組織図は、付表に示す通りである。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、選出当該年度の役員、及び監督によって行い、その出席者の過半数の同意を得て決する。なお可否同数の場合は会長が決する。

第3章 選手登録

(資格)

第10条 本連盟への登録資格者は、本規則を遵守する意志がある下記地域の在住者とし、当該年度4月1日で満18才以上のものとする。

- ① 八王子市 ② 多摩市 ③ 町田市 ④ 稲城市 ⑤ 日野市 ⑥ 相模原市
⑦ 立川市 ⑧ 府中市 ⑨ 調布市 ⑩川崎市

ただし、本地域の外に在住する選手（以下「地域外選手」という）の登録については第14条に別途定める。

(登録日)

第11条 当該年の各チームの登録選手名簿は、2月開催の監督会議に提出しなければならない。

- 2 開幕日以降の、新規選手登録は、出場試合の1週間前までに会長または事務局長に申請し、監督会議の承認を得なければならない。ただし、この承認は会長または事務局長からのメール送信による了解に代えることができる。なお、新規選手登録は5月1日以降からとする。

(登録選手名簿)

第12条 登録選手名簿は、様式-1により、役職、背番号、氏名、生年月日、現住所、電話番号及び備考欄には審判部員、記録・広報部員並びに地域外選手を記載し、提出しなければならない。

(トレード)

第13条 トレードは、本人と当該チームの希望により監督会議の承認を得るものとする。

(地域外選手)

第14条 地域外選手の登録は、各チーム5名以内とする。ただし、昭和62年度以前の登録選手及び登録出場後第10条の地域から住居転出した選手はこれに含まれないものとする。

- 2 地域外選手の当該年の出場義務試合数は、選手登録承認後の所属チームの残り試合数の半数とする。なお、同義務不履行の場合は、翌年度の選手登録は出来ないものとする。ただし、病気、けが及びやむを得ない事情により試合に出場出来ない場合で、監督会議が認めたものはこの限りではない。
- 3 地域外選手の登録資格は、単年毎に決定する。
- 4 地域外選手として、通算出場試合数が**30試合**を経過したならば、地域外選手の枠を外すものとする。ただし、リーグ戦途中では外れないものとする。
- 5 年間1試合以上、シーズン中に背番号を登録した域外選手は、次年度も出場することができるものとする

第4章 服装及び用具

(服装)

第15条 前期に登録した選手は、開幕戦から各チームで統一された野球用ユニホーム上下及び帽子を着用しなければ試合出場してはならない。ただし、途中新規登録選手は登録日から3か月間はこれを免れる。なお、背番号等については特に規制しない。

- 2 スパイクは、イボ型（丸型）スパイクとし、その他のスパイクは厳禁する。ただし、運動靴の使用は、可とする。
- 3 キャッチャーはヘルメット着用のこと。

(用具)

第16条 試合球は、公認の「ケンコーM球」とし、ヘルメット（着用を推奨）及び金属バット（J.S.B.B マーク無しを含む）の使用は可とする。

- 2 前項以外の問題が生じた場合は、審判団によって協議・決定し、試合当事者は、その指示に従わなければならない。

第5章 試合及びルール

(試合形式)

第17条 試合は、総当たり制とし、1ゲーム7イニングとする。

(試合成立)

第18条 試合は、4回終了を以って成立とする。ただし、後攻チームがリードしている場合は、4回表終了時でも試合は成立するものとする。

- 2 試合が成立しなかった場合は、再試合とし、それまでの記録は無効とする。
- 3 降雨又はグラウンド・コンディション不良で試合を中止する場合のみ、運営部長の判断で中止を決定し、当日の試合チーム及び関係者に各試合開始時間の1時間30分前までに連絡する。
- 4 その他の場合は、審判団の判断により決定する。

(試合時間)

第19条 試合時間は、プレーボール後1時間35分を過ぎたならば新しいイニングに入らないものとする。

- 2 球場使用終了時間 10 分前で試合を打ち切るものとする。なお、球場使用時間は、日程表記載の試合開始時間から 2 時間とする。
- 3 試合時間の管理は記録員の責任で行うものとする。

(抗議権)

第 20 条 試合の抗議は、監督及び主将に限られる。ただし、監督及び主将が欠場の場合は試合前に審判団及び相手チームの了解を得て、代理を置くことが出来る。

(コールド・ゲーム)

第 21 条 得点差によるコールド・ゲームはないものとする。

- 2 試合開始時間に選手が揃わなかった場合は、猶予時間を与えることなく、コールド・ゲームとし、得点は、7 対 0 とする。ただし、雨天によるグラウンド整備等に伴い遅れる場合は、審判の判断によりこの限りではない。

(試合の日程)

第 22 条 試合の日程決定後、チームの事情による試合日時の変更は認めないものとする。

(試合のルール)

第 23 条 試合のルールは、松が谷軟式野球連盟規則以外は、「公認野球規則」による。ただし、球場、グラウンドにより別途ローカルルールを定めることがある。

第 6 章 監督会議

(構成)

第 24 条 監督会議は、会長及び監督、並びに役員及び各チームの三役・オブザーバーにより構成される。

(招集)

第 25 条 会長は、必要に応じて監督会議を招集するものとする。ただし、加盟チームの 3 分の 1 以上の監督から要請があった場合には、会長は直ちに監督会議を召集しなければならない。

(議決)

第 26 条 監督会議は本連盟唯一の議決機関であり、会長を議長として、会議の進行を行い、本会議の議決は、監督の過半数の同意により決する。但し可否同数の場合は会長が決するものとする。

(監督代理)

第27条 監督がやむを得ない事情で監督会議に出席出来ない場合は、代理人を置くことが出来る。

第7章 審判

(審判団)

第28条 審判団は、当該試合チーム以外のチームの4名により構成する。

(権限)

第29条 試合中は、何人も審判の指示に従わなければならない。審判は、各選手のけが防止のため、ラフ・プレーを厳重に注意し、それにも関わらず、再度ラフ・プレーを犯したものは、退場させることが出来る。また、悪意の暴言についても同様である。

(球審・塁審)

第30条 球審は、各チーム4名の審判部員登録者、審判部長及び同副部長より選出し、試合終了まで交代することは出来ない。ただし、けが、急病及びその他やむを得ない事情の場合には、両チームに了解を得、交代することが出来る。

2 審判員の服装は、選手のユニホームと区別しやすいものとする。また、審判としてふさわしくないものは厳禁とする。

3 塁審は、チームの都合や個人の事情により攻守交代時に、交代を行うことが出来る。

第8章 記録・成績・表彰

(記録)

第31条 記録は、当該試合チーム以外のチームの記録員により行う。なお、その記録員が未熟な場合は必ず補佐に適した記録員をつけなければならない。

2 記録員は、各チーム3名以上5名以下の記録・広報部員登録者、記録・広報部長及び同副部長に限定するものとする。

3 試合前のメンバー表提出にあたっては、チーム内に同一姓者が居る場合は、名を記入しなければならない。

4 スコアシート記入にあたっては、その裏面記載事項を守ること。

(順位)

第32条 チームの成績順位は、勝率によって決定する。ただし、最上位チームが同率の場合は、優勝決定戦を行う。また、それ以下のチームが同率の場合は、総得失点差により決定する。ただし、不戦試合を起こしたチームは、これにかかわらず、勝率最上位チーム内及びそれ以下同率チーム内でその最下位とする。

(個人成績)

第35条 規定打席は、 $\langle \text{試合数} \times 2.0 \rangle$ 以上とする。

- 2 規定投球回数は、 $\langle \text{試合数} \times 2.0 \rangle$ 以上とする。ただし、防御率の計算は、1試合7イニング換算とする。
- 3 不戦試合があった場合は、その試合を除いた試合数に応じ、上記の条件で計算する。
- 4 助っ人選手として出場した打撃及び守備記録は計算されない。

(表彰)

第36条 日程終了後の閉会式において以下の表彰を行う。

一 チーム表彰

- ① 優勝チーム ② 準優勝チーム

二 個人表彰

- ① 最高殊勲選手 ② 最優秀選手 ③ 首位打者 ④ 本塁打王 ⑤ 打点王
- ⑥ 出塁率第一位 ⑦ 盗塁王 ⑧ 最多勝投手 ⑨ 防御率第一位 ⑩ 館脇杯
- ⑪ ベスト・ナイン ⑫ その他

- 2 個人表彰選手は、記録・広報部において選考されたものを基に監督会議で決定する。
- 3 前2項にかかわらず、監督会議において必要と認められた場合は、表彰することが出来る。
- 4 ベスト・ナインの有資格者は、規定投球回数以上投球している投手と、規定打席以上で、チームの試合の全守備イニング数の1/2以上同じポジションで出場している捕手・野手とする。ただし、外野手については、左翼手、中堅手、右翼手を同一のポジションとみなして選考を行う。

第9章 助っ人制度

(有資格者・人数)

第37条 名球会会員であり、当該シーズンに選手登録されている者とする。

- 2 対戦チームに助っ人を要請することはできない。
- 3 所属チームのユニホームを着用している者とする。
- 4 **1試合2名まで助っ人登録できることとする。**

(打順と守備位置)

第38条 **打順は8番・9番とする。**

- 2 守備位置は外野とする。

(成績・記録)

第39条 助っ人個人の打撃及び守備成績は記録に反映しないものとする。

- 2 チーム成績（得点）及び投手成績（被安打・被本塁打・失点等）は記録用紙の通り反映する。

第10章 付 則

（禁止事項等）

第40条 グランド内においては、いかなる暴力も許されない。

- 3 グランド及び学校敷地内での飲酒及び喫煙は、セレモニー等の特別な場合を除き厳禁とする。
- 3 球場外においても、ユニホーム着用時は言動には配慮し、モラルを守ること。
- 4 前各項の違反者及び所属チームの処分は、監督会議において決定する。

（グラウンド使用・日程・義務その他）

第41条 試合及び練習終了後は、必ず清掃をすることとし、タバコの吸殻・空缶等のゴミは、必ず処分すること。

- 2 学校及び球場の備品及び用具等を借用あるいは移動した場合は、必ず元の位置に戻すこと。
- 3 学校の設備及び備品等が破損した場合は、すみやかに修繕及び弁償をしなければならない。
- 4 試合の準備（ネット張り・ライン引き等）は、審判団と両試合チームが協力して行う。また、試合後のグラウンド整備及び後片付けは、敗戦チームが行う。なお、松小グラウンドは、外野までのトンボがけを行うこと。
- 5 グラウンド使用に際しては、グラウンド内施設への配慮とあわせ、次の試合チームに迷惑をかけること。
- 6 日程変更は、原則前月15日までに、運営部より各チームへ連絡する。
- 7 試合開始時間30分前には試合チームと審判団は集合し、日程表記載の試合開始時間にプレーボールをコールする事。
- 8 雨天等で流れた試合は松小または大塚球場の抽選枠へ組む事が有る。

（行 事）

第42条 本連盟は、加盟チーム間の親睦を図るためオールスター戦及びトーナメント戦を行うことがある。

- 2 その他、必要があれば、監督会議で協議し、各種イベントを行う。

（加盟及び脱退）

第43条 本連盟への加盟及び脱退は、監督会議の承認を得なければならない。

(細則への委任)

第44条 この規則に規定するものを除き、連盟の運用に必要な事項は、細則をもって監督会議で定める。

第11章 名球会

(名称及び資格)

第45条 名称を「松が谷リーグ名球会」とし、本連盟のリーグ戦において、次の3部門の基準を達成した選手を本連盟役員が名球会会員有資格者と認定する。

- | | |
|----------|-------|
| ①通算安打数 | 100本 |
| ②通算勝利数 | 30勝 |
| ③通算出場試合数 | 120試合 |

(尚、上記の数値は本規則2010年3月改定後、監督会議において見直しをかけるものとする)

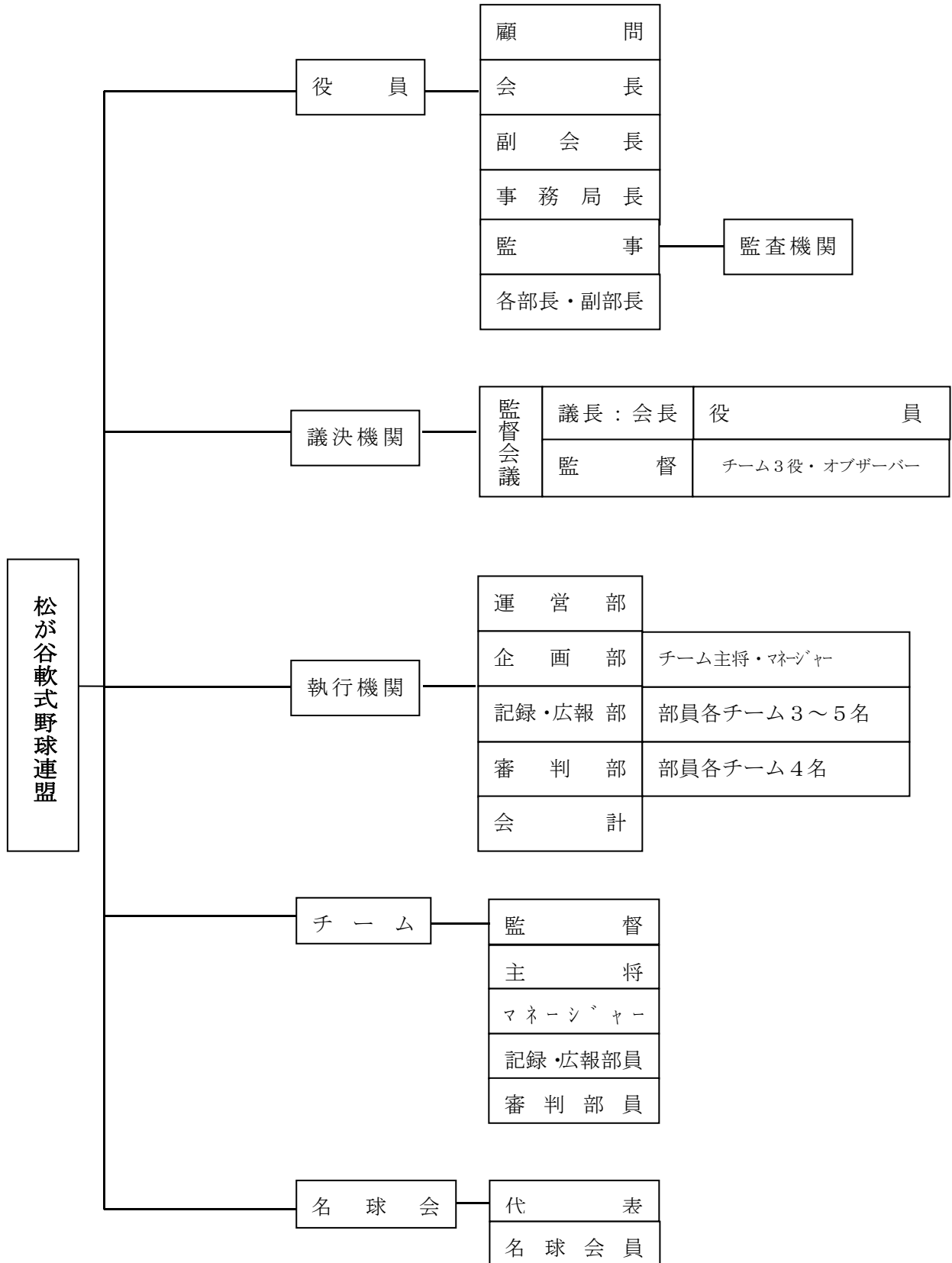
(組織及び活動)

第46条 名球会の代表を本連盟役員が1名選任し、組織及び活動等は、別途、名球会において名球会規則に定める。

(助っ人制度)

第47条 第9章に定める助っ人制度依り、他チームの試合に出場することができる。

(付表1) 松が谷軟式野球連盟組織図



(付表 2) 選手登録名簿

チーム名

(例)

| 役 職 | 背番号 | 氏 名 | 生年月日 | 住 所 | 電話番号 | 備考 |
|-------|-----|-------|--------|------------------|--------------|----|
| 監 督 | 3 0 | 松谷 太郎 | 550515 | 八王子市松が谷 55-2-205 | 042-000-0000 | |
| 主 将 | 2 5 | | | | | 審判 |
| マネジャー | 2 0 | | | | | |
| | 1 | | | | | 審判 |
| | 2 | | | | | 記録 |
| | 5 | | | | | 審判 |
| | 7 | | | | | |
| | 8 | | | | | 記録 |
| | 1 1 | | | | | 審判 |
| | 1 3 | | | | | |
| | 1 5 | | | | | 記録 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | 域外 |
| | | | | | | |
| | | | | | | 域外 |
| | | | | | | |

名簿作成要領

1. 記入順序は、監督、主将、マネージャーの順とし、その他は背番号順に記入すること。
2. 備考に審判部員は審判、記録・広報部員は記録、地域外選手は域外と記入すること。

3. 生年月日は、西暦の末尾6桁を記入すること。

- * 1 以上の連盟規則は、大塚公園球場・松が谷小学校及びその他のグラウンド等を使用する場合にも適用される。
- * 2 本規則の訂正は、事務局において検討し、監督会議及び会長の決済を得て、決定及び実施する。
- * 3 本規則は、連盟加盟各チーム及びリーグ戦で使用する各施設（大塚公園球場・松が谷小学校・その他グラウンド）に各1通提出するものとする。

松が谷軟式野球連盟規則

| | |
|----------|---------|
| 昭和56年4月 | 草案 |
| 昭和58年4月 | 初版 |
| 昭和62年8月 | 第1回 改定 |
| 平成3年2月 | 第2回 改定 |
| 平成7年2月 | 第3回 改定 |
| 平成13年2月 | 第4回 改定 |
| 平成22年3月 | 第5回 改定 |
| 平成24年12月 | 第6回 改定 |
| 平成26年1月 | 第7回 改定 |
| 平成27年1月 | 第8回 改定 |
| 平成29年2月 | 第9回 改定 |
| 平成30年2月 | 第10回 改定 |
| 令和2年2月 | 第11回 改定 |

(編集・発行) 松が谷軟式野球連盟事務局
禁無断転載 C1987